

資料3

苦情処理・監視専門調査会(第3回)

説明資料

平成13年6月1日

農林水産省

男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）（抜粋）

4 農山漁村における男女共同参画の確立

女性は、農業就業人口の6割を占めるなど、農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割は極めて大きい。また、女性は、農山漁村における生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献しており、女性の参画に対する期待は大きい。

女性が、自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画していくことができる社会の形成が求められている。さらに、過疎化、少子・高齢化の進展等農山漁村を取り巻く状況変化に的確に対応した施策を講じ、男女共同参画社会の形成を図っていくことが求められている。

食料・農業・農村基本法においても、「女性の参画の促進」が明記されており、女性の社会参画及び経営参画を促進するため、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

施策の基本的方向	具体的施策
<p>(1)あらゆる場における意識と行動の変革</p> <p>男女を問わず農林水産業・農山漁村の担い手が、その持てる力を十分に發揮し、評価され、方針決定過程に参画できる社会を実現するためにには、「個」としての主体性を確保すること、農山漁村における家庭や地域社会にややもすれば残存している固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行や行動様式を是正することなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進めることが必要である。このため、農山漁村の女性の地位の向上に向けた啓発活動等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「個」としての主体性の確保 農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分で設計・実現していくことができるようにするため、家庭及び地域社会に対する啓発活動を行う。・固定的な役割分担意識の是正 農山漁村にややもすれば残存している固定的な役割分担意識に基づく慣習や習慣を解消するため、女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画の促進などの啓発活動を行う。・社会的な気運の醸成・高揚 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。・調査研究・研修・統計等における取組の充実 家事を含めた女性の労働の実態、社会参画に必要な条件、男女の意識の違い及び女性の果たしている役割を的確に把握できるような調査研究や統計調査を促進する。また、男女共同参画社会の形成への理解を深めるための研修の充実を図るとともに、参画促進に向けた先進的取組事例などに関する情報の提供を行う。
<p>(2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>農林水産業において女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、各都道府県において策定される女性の参画目標を踏まえ、関係機関との連携の下、策定された参画目標の達成に向けた体制整備を支援するとともに、啓発活動等を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを奨励するとともに、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。 農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の運営に女性の意思を反映させるため、役員や農業委員への女性の登用や方針決定過程への参画を促進する。さらに、土地改良区の役員、地域開発事業の計画策定の委員等にも女性の登用を進めるなど、農林漁業関係団体とも連携して女性の参画を促進する。

施策の基本的方向	具体的施策
<p>(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することが重要であることにかんがみ、女性の経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意志によって経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の能力の開発と適正な評価 意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を開発するための研修等を実施する。また、女性の職業、生活管理・地域活動指導等に係る能力について、地域社会での適正な評価を確保するため、女性農業士等の認定を推奨する。 ・女性の経済的地位の向上 女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境の整備等を図る。また、女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動への支援、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。 ・技術・経営管理能力の向上 配偶者との結婚等をきっかけとして農林水産業に携わることが多い女性は、生産技術・経営に関する知識や経験について個人差が大きい。このため、個々のライフステージに応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流等を促進する。 ・快適に働くための条件整備 女性が安全で快適に就業できるようにするために、農林水産業における作業の安全の推進、労働軽減技術の確立、労働時間の適正化、労働環境の点検・整備、休日の取得等環境整備等を実施する。さらに、女性の労働改善のための調査研究・技術開発を促進する。
<p>(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり 農山漁村には、職業として農林水産業に携わる女性、地域社会活動を行っている女性、また、ライフステージから見れば、出産・子育て期や壮年期、高齢期等に属する様々な女性がいる。これらの者が農林水産業・農山漁村に就業・定住する良さを実感しつつ、多様な生き方ができるように、住みやすく生き生きと活動しやすい環境づくりを推進する。また、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成 農林水産業に従事する女性が、生産と生活の両面において過重な負担を負うことなく、無理なく農林水産業や多様な社会活動ができるよう、地域における育児や介護との両立を支援するための施設の整備及び各種サービスの充実を図る。さらに、これらを気軽に利用できるよう家庭及び地域社会に対する啓発を行う。また、各種ヘルパーシステムの充実に努め、労力調整システムの形成を推進する。 ・住みやすく快適な生活環境の整備 農山漁村地域社会の安定的発展と地域環境の保全を図り、農山漁村の特性をいかした生活優先の暮らしができるよう、豊かな自然や景観をいかした地域づくり及び美しく快適な農山漁村の生産・生活環境の整備を進める。 また、生活技術や文化・自然も含めた地域資源の活用を通じ、農山漁村への理解の醸成を図るとともに、それを担う人材の育成を図る。

施策の基本的方向	具体的施策
<p>(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備</p> <p>農山漁村においては、高齢の親や配偶者、配偶者の親等の介護は女性の役割であるという考え方が残っており、介護サービス等の利用に関する抵抗感もある。このため、農山漁村の女性は、農林水産業の作業・家事・育児等に加えて介護を行うことが多い。また、介護する女性自身が高齢者であることが多いことから、女性の負担は大きい。</p> <p>また、農山漁村の男女が平等な立場で高齢期を安心して迎えられる環境を整備していくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>交流ネットワークの形成</u> 活力ある農山漁村地域社会の形成を図るため、農山漁村における地域資源をいかした農産加工等の起業活動や自然環境等とのふれあいのための活動等を通じて、農山漁村に関心のある人々との交流を促進するとともに、ネットワークの形成の促進を図る。 ・<u>高齢者生活支援体制の整備</u> 農業協同組合、漁業協同組合等の女性・青年組織等を活用した声かけ、安否確認、給食サービス、公共施設への送迎等のボランティア活動を推進するとともに、農業協同組合等によるホームヘルパーの養成を含め、高齢者介護体制に関する人材育成を図る。 ・<u>高齢者の活動の推進</u> 農山漁村の特質をいかして、高齢者が能力と意欲に応じて生涯現役を目指して活動し、安心して暮らすことができる地域社会を形成するため、地域における高齢者ビジョンに基づく活動計画づくり、高齢者の活動の場づくりを進めるとともに、施設のバリアフリー（＊）化などのハード面、高齢者への助け合い活動等のソフト面の両面から、高齢者の生活の快適化に配慮した生活環境の整備を行う。 ・<u>老後の自立の確保</u> 農山漁村における高齢期の女性の生活が安定し、いきいきと農林水産業に関する活動が行えるよう、環境の整備の充実を図るとともに、各種社会保障制度について一層の普及に努める。

*バリアフリー(bARRIER free)：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去と言う意味でも用いられている。

農山漁村の男女共同参画社会の形成に向けて

男女共同参画社会基本法

食料・農業・農村基本法(第26条)

男性優位、家を中心の農村社会
を若い女性は敬遠

○農林水業の担い手として重要

- 農業就業人口に占める女性の割合 55.8 %
(平成12年「農林業センサス」)

○農業経営への積極的参画

「夫や親等と一緒に農業経営の全体に参画している」、「特定の部門の経営を取り仕切っている」、「農業経営の全体を取り仕切っている」女性は約9割。
(平成11年 婦人・生活課調べ)



○取り巻く現状

〈低い社会参画〉
農業団体における女性の占める割合
平成4年→平成10年

農協個人正組合員	12.6%	13.8%
農協役員	0.1%	0.4%
農業委員	0.2%	0.8%
(農業委員 H11)	1.64%	
漁協個人正組合員	6.0%	5.7%
漁協役員	0.1%	0.2%

〈過重な労働〉
農林漁業者の女性の1日平均の労働時間は
男性の1.24倍(家事・育児・介護を含む)
(平成8年度「社会生活基本調査」)

〈経営における位置づけが曖昧〉
毎月決まった額の報酬等を受け取る女性
16.2%
(平成7年「農業経営を担う農村女性に関する意向調査」)

○芽生えつつある女性の自立活動

農産物加工品づくり、朝市での販売など起業活動への取組事例

平成5年 平成12年
1,255事例 → 6,218事例
(婦人・生活課調べ)

しかし、その規模は零細
販売金額は約65%が300万円未満

(女性の参画の促進)

国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

農山漁村男女共同参画推進指針

(平成11年11月1日付け11農産第6825号)
各局長・長官から各都道府県知事、各地方農
局長及び農林水産関係団体の長あて通知

①女性の声がとどくむらづくりにむけた方策の推進

- 地域レベルの参画目標の達成に向けた支援の充実
- 地域計画の策定等合意形成の場等に女性が参画しやすい環境づくり

②女性の能力開発と農業経営に参画しいきいきと働く環境の整備

女性が農林水産業の担い手であり、また、経営者であるという位置づけを明確にするため、女性の過重労働の軽減等を図るために労働環境整備等を推進する。



男女共同参画社会の形成につながる新たな措置

③男女共同参画社会の形成のための施策の展開に対する取組の強化

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組の状況を事業採択又は事業実施に当たっての判断材料とし、これを留意事項とする等、具体的な措置を講じる。

農家の中と外での地位の向上に向けた施策の推進

女性の声がとどくむらづくり

- 「女性の参画目標」の策定
農協や農業委員会等の地域の方針決定機関における女性役員、委員の登用を促進
(全都道府県において「女性の参画目標」を策定済み。)
- 女性の社会参画促進に向けた地域社会等への意識啓発

女性による新規事業の開拓

- 女性の起業活動に必要な技術・資金面での支援
- 女性農業者のネットワークの充実

女性がいきいきと働く新しい家族経営

- 経営における女性の役割分担の明確化の促進
- 農作業・家事・育児・高齢者介護等過重労働の軽減

小泉総理大臣
所信表明演説
(抜粋)

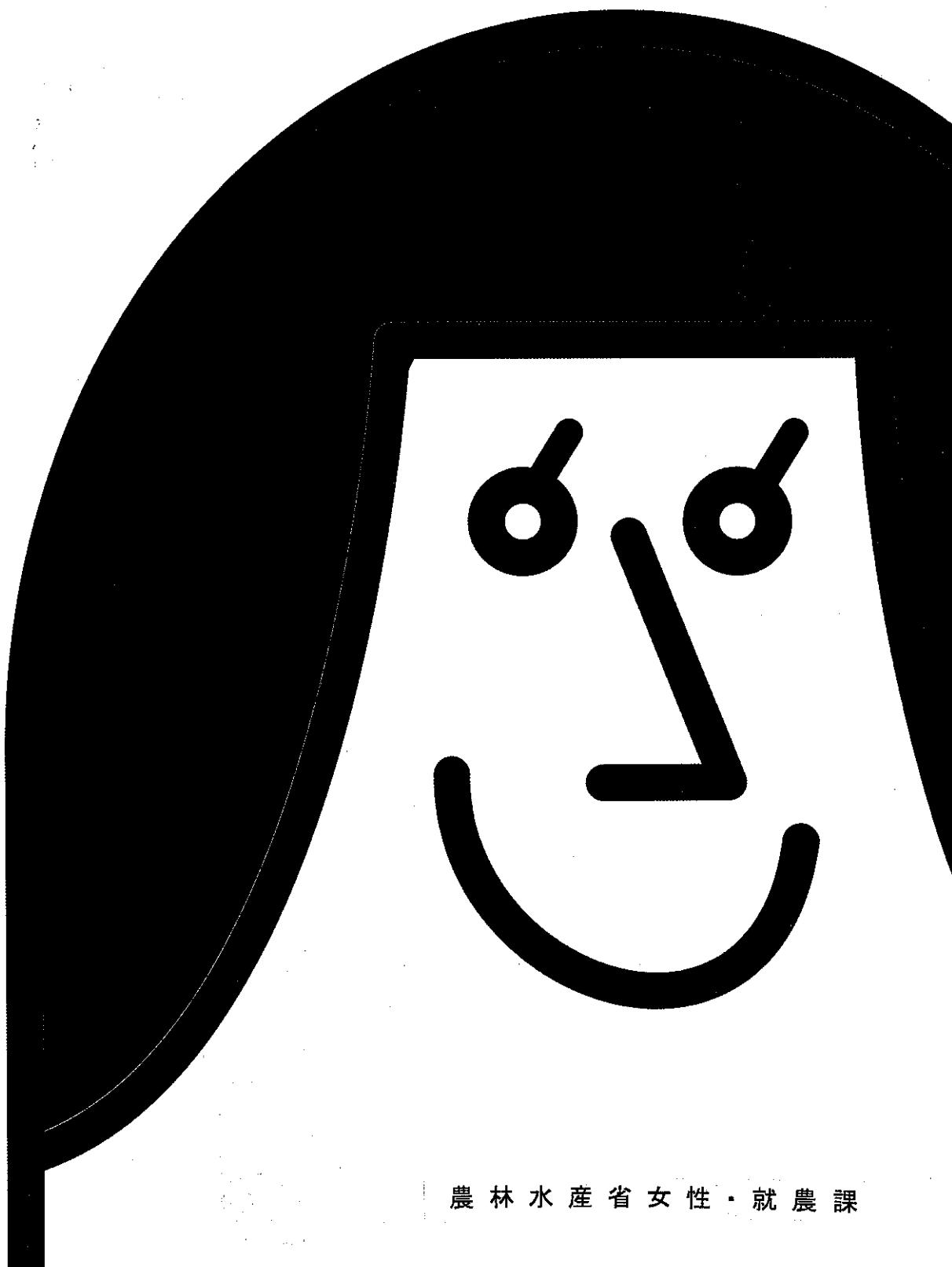
「男女共同参画
を真に実のある
ものにしたい」

農山漁村
における
男女共同
参画社会
の実現

とも
男女に働き 輝きのある暮らし

HAPPY WORKING

農山漁村の男女共同参画社会の形成をめざして



農林水産省女性・就農課

活躍しています。

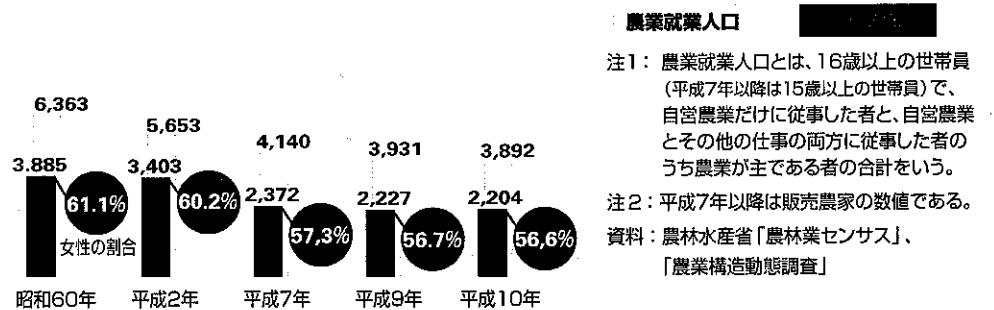
いま、全国でがんばる、未来を支える女性たち。

平成11年7月に公布された「食料・農業・農村基本法」の第26条において、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進することが規定されています。つまり、農業や地域社会の運営において重要な役割を果たしている女性にとって、住みやすく働きやすい、女性の声が届くむらづくりを進めていくことが大切です。

1. 女性の声が届くむらづくり（農村の男女共同参画社会の現状）

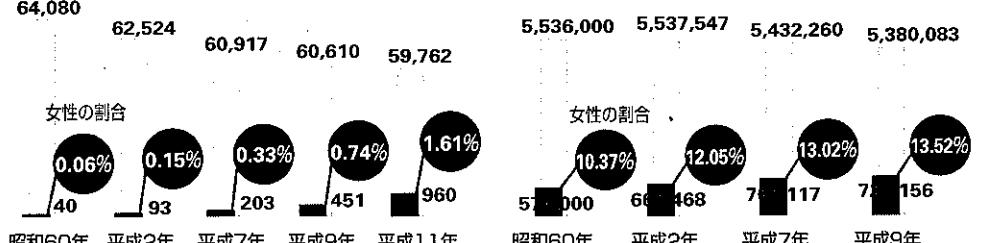
女性は農業就業人口の約6割を占めており、わが国の農業にとって重要な役割を担っています。

農業人口に占める女性の割合 (単位:人)

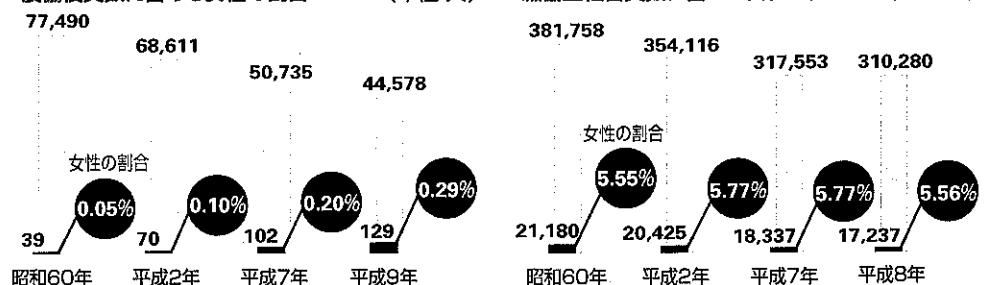


しかしながら、農業委員や農協の役員など、地域の方針を決定する場に参加する女性はまだまだ少ないのが現状です。

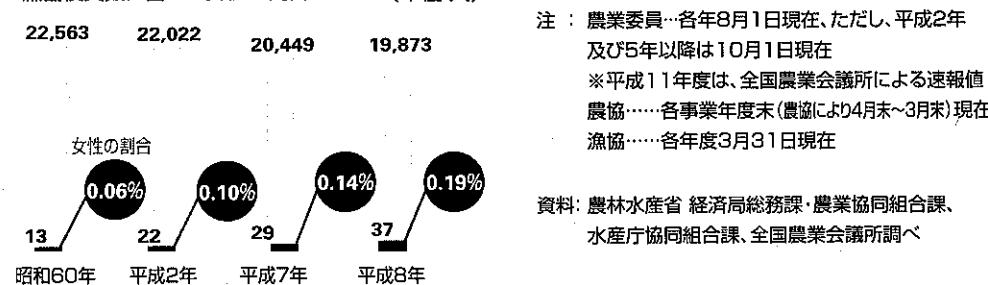
農業委員数に占める女性の割合 (単位:人)



農協役員数に占める女性の割合 (単位:人)



漁協役員数に占める女性の割合 (単位:人)

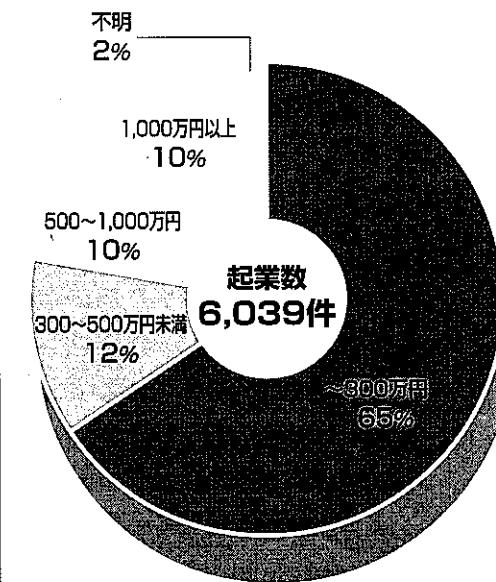


2. 経営のパートナーとして…女性による新規事業の開拓

農村地域において、地域農産物を活用した加工品づくりや朝市などの直売等で活躍している女性が増えています。これらの起業活動は、農業経営の安定のみならず女性の資産形成にも一定の役割を果たすとともに、新たな雇用創出や特産品の開発により地域社会の活性化にも貢献しています。

(1) 経営規模

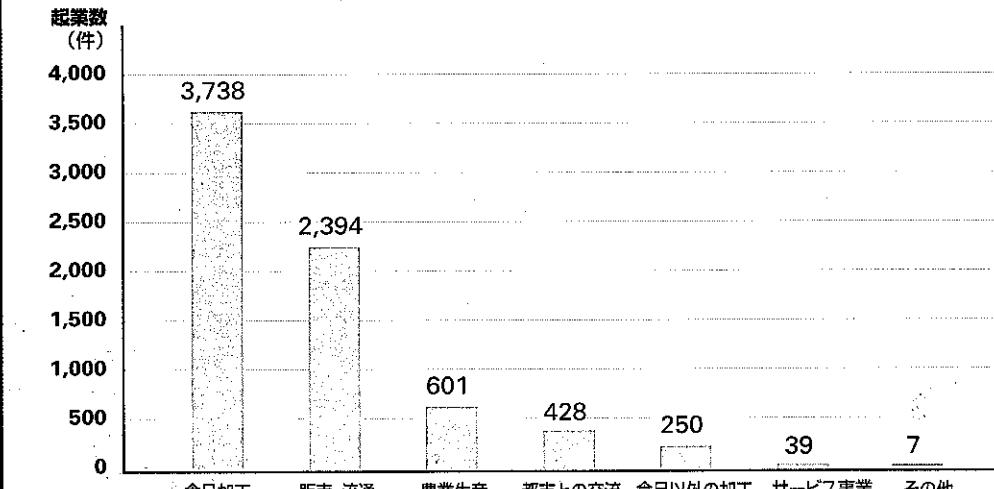
全国で約6,000事例ありますが、経営規模で見ると、年間販売金額が300万円未満のものが65%を占めており、規模は零細です。



資料：農林水産省婦人・生活課調べ(平成11年2月)

(2) 活動内容

活動の内容は、食品加工、朝市などの販売・流通が多く、地域農産物を利用した起業が多くなっています。また、複数部門を経営している事例もあります。



資料：農林水産省婦人・生活課調べ(平成11年2月) [複数回答]

頑張ります。

いきいきと働くことのできる家族農業経営をめざして。

1. 家族経営協定を結んで経営を発展させましょう。

家族経営が中心のわが国の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようになるためには、経営内において家族ひとりひとりの役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが重要です。

これを実現するために役立つのが、農業経営を担っている家族のみんなで話し合って決めるルール「家族経営協定」です。

家族経営協定の基本的な内容として考えられるのは、次のようなものです。

①農業経営の充実と発展のため

農業経営の方針決定、役割分担（作業分担／経営管理など）、労働報酬／収益の配分、休日／労働時間など

②ゆとりと展望のあるくらしのため

生活の目標、生活費に関すること、介護など

③円滑な世代交代と相続のため

経営・家計移譲時期と方法、移譲後の住まい／暮らし方、遺産の相続など

……こういったことを家族でよく話し合い文書で決めることで、

家族の間に新しい信頼関係が生まれます。

経営の基本がはっきりし、守ろうとする意欲が生まれます。

必要に応じた見直しがしやすくなります。

家族一人一人がお互いにかけがいのない対等な共同経営者として営む、新しい時代の農業経営・農家経営を築く基として、家族経営協定を締結しませんか。

2. 農作業労働ピーク軽減のための仕組みづくり

近年の農作業従事者の現状は、後継者不足、高齢化が一段と進んでいます。農家のなかには、労働力不足から農繁期に休日も取れず、労働負荷が心配されるなど、適正な労働力の確保が農業経営にとって大きな課題になっています。特に就業人口の6割を占める女性は、農業面だけでなく家事についても大きな役割を果たしており、農作業労働ピーク軽減のための仕組みづくりは、重要なテーマです。

軽減のための仕組みとしては、酪農ヘルパー利用組合、農作業受委託、シルバー人材利用センターの利用等があります。

写真：五條酪農ヘルパー利用組合を利用している農家



夫婦で小旅行ができるようになり、そのような私たちの姿を見て、若者たちの酪農に対するイメージが変わったようです。



法律
一口

Q1

私は、夫と共に農業に従事し、農業簿記や経営の分析などパートナーとして経営に参画していますが、報酬はもらうことができますか。その場合、税金はどのように支払うことになるのでしょうか。

A1

経営のパートナーであるあなたは、職業人として立派に働いているのですから、労働報酬をもらって当然です。国や都道府県では、休日や労働報酬の明確化を図るために有効なものとして家族経営協定の締結を進めています。家族経営ということで遠慮もあるかもしれません、次の世代に農業を引き継ぐためにも、家族でよく話し合ってみてください。また、報酬をもらえば、それに応じて税金を払うことになります。一人前の職業人として当然の権利行使するとともに、義務も果たすことが必要です。労働報酬のもらい方で税金の支払い方は違います。給与所得なら年間103万円までが、個人事業の経営者報酬の場合は38万円までが基礎控除の範囲です。この給与は、次のとおり事業の必要経費として認められます。

青色申告：専従者控除の制度があり、適正な報酬である限り、全額事業の必要経費とみなされる。

白色申告：配偶者が事業専従者の場合、86万円までが必要経費としてみなされる。

Q2

私も、大型機械の運転などをしていますが、農作業中のケガが心配です。ケガに備えるいい方法はありますか。

A2

農作業中のケガ、つまりは労働災害については、雇用労働者を対象にしている労災保険制度（労働者災害補償保険）の中に、雇用労働者以外の農業者が加入できる特別加入制度が設けられているので、農業機械を使用する作業等特定の農作業に従事する人は男女の差なく加入することができます。

Q3

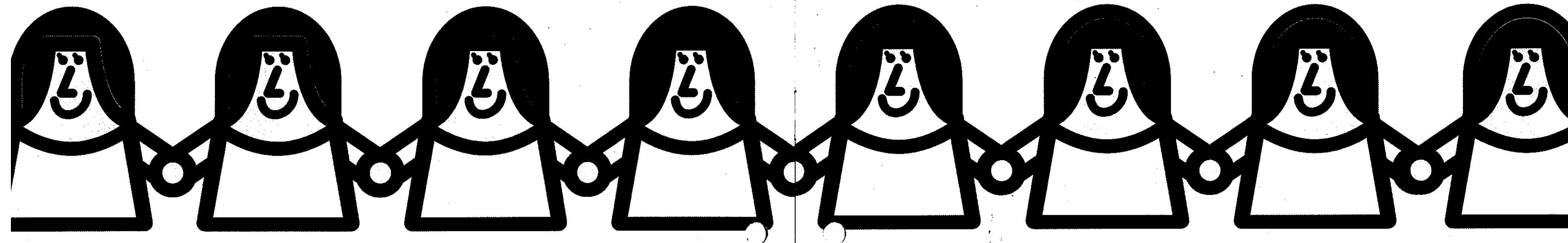
私は、ずっと農業を続けるつもりです。老後も安心できる、農業者のための年金はありますか。

A3

年金については、経営移譲と老後の保障という観点から、国民年金の上乗せ年金として農業者年金制度が設けられています。平成8年度からは、農地などの権利名義のない女性にも、夫と共に農業経営を担い、家族経営協定を締結していれば加入できます。

つながっています。

知識や能力向上のための、女性の新しい動き。



1. 女性のネットワーク

女性たちの中にも、一人の農業経営者として、自らの社会的・経済的地位の向上を目指し、同じ目的をもった仲間たちの交流を図るネットワークができています。

2. 農山漁村女性の日(毎年3月10日)について

女性の社会活動への参加を促し、21世紀の農林水産業、農山漁村の発展に向け、農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力発揮を促進することを目的として、昭和62年度に「農山漁村婦人の日」が設けられました。

「農山漁村婦人の日」が3月10日とされたのは、3月上旬は農林漁業の作業が比較的小ない時期であり、また、古くから女講等

女性の自主的な活動が行なわれ、女性が学習や話し合いをするために適切な時期であることなどによるものです。また、3月10日には、農山漁村女性の3つの力(知恵・技・経験)をトータル(10)に發揮して欲しいという関係者の願いも込められています。

この日を中心として、各都道府県では記念行事を開催していますが、農林漁業関係8団体の主催で全国記念行事も開催されており、毎年、女性農業者を中心に約1,200名が参加します。

なお、「婦人」の語は既婚者や一定年齢以上の者等のある程度限定された女人の人を指す語として認識されている面もあることから、平成11年度記念行事から「農山漁村女性の日」として行なっています。



写真：農山漁村女性の日記念の集い

法律
一口

&

Q4

最近、私の家でも農業経営を法人化させようかと話題にしています。法人化は、女性にとってどんなメリットがあるのでしょうか。また社会保障はどうなるのですか。

農業経営の法人化は、経営の合理化、労災保険・雇用保険の強制加入等による労働環境の改善、多角化による雇用の促進等経営の改善に極めて有効な手段と考えられることから、効率的・安定的な経営を実現するための一策と考えることができます。法人経営を女性の立場から見れば、就業規則や給与規定の整備、雇用保険、労災保険、健康保険などの加入など社会保障の充実が図られることから、

- 雇用労働者として見れば、給与の確保、社会保障制度の充実
- 経営参画として見れば、対等なパートナーとしての位置付けの明確化、といった点で有効でしょう。

しかしながら、法人化は、税制面の優遇措置がある一方で、雇用管理、福利厚生面で経営管理コストがかかるため、そのメリット、デメリットは個々の経営状況等により異なり、総合的に判断すべきでしょう。



Q5

私は夫のパートナーとして今まで頑張ってきたと思います。
今までの寄与分として夫から家以外の財産を分けてもらうことはできますか。

A5

もちろん財産をもらうことはできます。ただし、年間60万円を越える贈与になると贈与税を払わなければなりません。(例えば毎年60万円ずつもらっていたら、5年間で合計300万円ですが、一度にもらった場合、贈与税は30万5,000円になります。)また、物であるなら受けとて、土地や自動車なら登記や登録をすることが大切です。今すぐもらう必要がないのでしたら、遺言や死因贈与で相続の時にもらうことができます。元気なうちにきちんと遺言状などを作ってもらいましょう。また、養父母と養子縁組することで、相続時に養子として相続することもできます。

Q6

自分名義の農地を持ちたいのですが、どんな方法がありますか。

A6

自分の農地を持つ方法としては、「買う」「もらう」「相続する」の3つがあります。買ったり、もらったりする場合は農地法第3条の許可が必要です。また、農業経営基盤強化促進法による取得もあるので、これらの制度による取得については、地元の農業委員会に相談してください。

応援します。

女性の参画を推進する、さまざまな方策。

1. 農山漁村の男女共同参画社会の形成に向けた総合的な推進指針について

農林水産省では、男女共同参画社会基本法や食料・農業・農村基本法（第26条）を踏まえ、

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組方針を策定し、「農山漁村男女共同参画推進指針」を平成11年11月1日付け11農産第6825号局長官連名通知として、各都道府県知事、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、各森林管理局長、農林水産業関係団体の長にあてて通知しました。

農山漁村の男女共同参画社会の形成のため

（1）女性が社会参画するための農業・農村面における支援

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた環境整備が重要であることから、

女性の社会参画促進に向けた具体的方策を推進します。

（2）女性の能力開発と農業経営参画の支援

女性の位置付けを明確にするため、経営の複合化・多角化など女性の経営参画の促進、

女性の過重労働の軽減や快適性などを視点にした環境整備を進めるための具体的方策を推進します。

（3）男女共同参画社会形成のための施策の展開に対する取組の強化

原則として、国が助成措置を講じる全ての事業において、女性の参画目標の達成に向けた取組など

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組を事業採択または事業実施にあたっての留意事項、もしくは採択基準とすることや制度面の充実に努めることなど、具体的な措置を講じます。

2. 「こんなことをしたい」と思ったときに使える資金

資 金 名	資金用途		
	加工	直売	民宿
1. 農業改良資金			
①婦人・高齢者活動資金	●	×	×
2. 農林漁業金融公庫資金			
①農業経営基盤強化資金	●	●	×
②農林漁業構造改善事業推進資金	●	●	●
③振興山村・過疎地域経営改善資金	●	●	●
④中山間地域活性化資金	●	●	●
3. 農業近代化資金			
①建構築物造成資金	●	●	×
②大臣特認資金（7号資金）観光農業施設資金	●	●	●
4. 漁業近代化資金	●	●	●
5. 沿岸漁業改善資金			
①婦人・高齢者活動資金	●	×	×
6. 特定農産加工資金	●	×	×
7. 中山間地域活性化資金 ・加工流通施設	●	×	×

※詳しい内容は、お近くの農業改良普及センター、農林事務所、農協、水産業改良普及所、漁協等へお問い合わせください。

お問い合わせ先

監修／農林水産省農産園芸局婦人・生活課
発行／社団法人 農山漁村女性・生活活動支援協会
〒106-0032 東京都港区六本木1-9-5
TEL:03-3584-6160 FAX:03-3584-4962
ホームページアドレス <http://weli.or.jp/>
電子メールアドレス weli@weli.or.jp

○農業就業人口等に占める女性の割合の推移

(単位:千人, %)

年	昭和35年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成11年	平成12年
農家人口	34,411	26,595	23,197	21,366	19,839	17,296	12,037	11,011	10,467
うち女性	23,675	13,739	11,955	10,966	10,177	8,875	6,158	5,636	5,338
女性の割合	(68.8)	(51.7)	(51.5)	(51.3)	(51.3)	(51.3)	(51.2)	(51.2)	(51.0)
農業就業人口	14,542	10,352	7,907	6,973	6,363	5,653	4,140	3,845	3,891
うち女性	8,546	6,337	4,932	4,300	3,885	3,403	2,372	2,176	2,171
女性の割合	(58.8)	(61.2)	(62.4)	(61.7)	(61.1)	(60.2)	(57.3)	(56.6)	(55.8)
基幹的農業従事者数	11,750	7,109	4,889	4,128	3,696	3,127	2,560	2,336	2,400
うち女性	6,235	3,857	2,591	2,092	1,826	1,505	1,188	1,083	1,140
女性の割合	(53.1)	(54.3)	(53.0)	(50.7)	(49.4)	(48.1)	(46.4)	(46.4)	(47.5)

資料:農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

総務庁「国勢調査」、「人口推計年報」

- 注:1 農業就業人口とは、16歳以上の世帯員(平成7年以降は15歳以上の世帯員)で、自営農業だけに従事した者と、自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計をいう。
- 2 基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、普段の就業形態が「仕事が主」である世帯員をいう。
- 3 平成2年以降の農家人口は世界農林業センサスの農家の定義による数値である。
- 4 平成7年以降は販売農家の数値である

○農林水産業への就業人口に占める女性の割合

(単位:千人, %)

	農業 (平成12年)	林業 (平成12年)	漁業 (平成11年)
就業人口 ①	3,891	70	270
うち女性②	2,171	10	46
②/①×100	55.8	14.2	16.9

資料:農業:「2000年世界農林業センサス」の農業就業人口を使用。

林業:「労働力調査年報」の林業就業者数を使用。

漁業:「漁業動態調査」の漁業就業者数を使用。

○農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

(単位:人、%)

年 度	55年	60年	2年	7年	9年	10年	11年
農業委員数	65,940	64,080	62,524	60,917	60,610	60,052	59,702
うち女性	41	40	93	203	451	479	977
女性の割合	(0.06)	(0.06)	(0.15)	(0.33)	(0.74)	(0.80)	(1.64)
農協個人正組合員数	5,635,000	5,536,000	5,537,547	5,432,260	5,380,083	5,335,636	
うち女性	497,000	574,000	667,468	707,117	727,156	734,003	
女性の割合	(8.82)	(10.37)	(12.05)	(13.02)	(13.52)	(13.76)	
農協役員数	81,059	77,490	68,611	50,735	44,578	40,488	
うち女性	29	39	70	102	129	143	
女性の割合	(0.04)	(0.05)	(0.10)	(0.20)	(0.29)	(0.35)	
漁協個人正組合員数	411,841	383,777	356,182	319,907	304,405	293,786	
うち女性	19,944	21,180	20,425	18,337	16,755	16,814	
女性の割合	(4.84)	(5.52)	(5.73)	(5.73)	(5.50)	(5.72)	
漁協役員数	23,224	22,563	22,022	20,449	19,621	19,160	
うち女性	10	13	22	29	36	45	
女性の割合	(0.04)	(0.06)	(0.10)	(0.14)	(0.18)	(0.23)	

資料：経済局総務課、農業協同組合課、水産庁協同組合課調べ

注：農業委員：各年8月1日現在、ただし、平成2年以降は10月1日現在

農 協：各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在

漁 協：各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在